

令和 6 年 第 3 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月5日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第 4 報告第 1 0 号から日程第 3 2 議案第 6 6 号まで	4
・ 報告第 1 0 号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・ 報告第 1 1 号 令和 5 年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・ 報告第 1 2 号 令和 5 年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・ 報告第 1 3 号 令和 6 年度(令和 5 年度実績)中泊町教育委員会事務の管理・ 執行状況の点検及び評価報告書について	
・ 議案第 4 2 号 令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 4 3 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 4 4 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 4 5 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・ 議案第 4 6 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

- ・議案第 4 7 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
- ・議案第 4 8 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定
について
- ・議案第 4 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第 5 0 号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正について
- ・議案第 5 1 号 中泊町税条例等の一部改正について
- ・議案第 5 2 号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する
条例の一部改正について
- ・議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- ・議案第 5 4 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- ・議案第 5 5 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号につい
て
- ・議案第 5 6 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号につい
て
- ・議案第 5 7 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につ
いて
- ・議案第 5 8 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 5 9 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に
ついて
- ・議案第 6 0 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に
ついて
- ・議案第 6 1 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- ・議案第 6 2 号 西北五環境整備事務組合規約の変更について
- ・議案第 6 3 号 西北五環境整備事務組合の解散について
- ・議案第 6 4 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
- ・議案第 6 5 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五
広域連合規約の変更について
- ・議案第 6 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件

散会の宣告	1 1
-------	-----

第 2 号 (9月9日)

議事日程	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
出席説明員	1 3
職務のため出席した事務局職員	1 4
開議の宣告	1 5
日程第1 一般質問	1 5
5 番 塚本悦子議員	1 5
6 番 荒関富雄議員	2 0
1 番 鈴木長一郎議員	2 5
散会の宣告	2 6

第 3 号 (9月12日)

議事日程	2 7
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
出席説明員	2 9
職務のため出席した事務局職員	2 9
開議の宣告	3 0
日程第1 議案第42号から日程第7 議案第48号まで	3 0
・議案第42号 令和5年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第43号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第44号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第45号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	

・議案第 4 6 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 7 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 8 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第 8 議案第 4 9 号	3 4
・議案第 4 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第 9 議案第 5 0 号	3 6
・議案第 5 0 号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正について	
日程第 1 0 議案第 5 1 号	3 7
・議案第 5 1 号 中泊町税条例等の一部改正について	
日程第 1 1 議案第 5 2 号	3 8
・議案第 5 2 号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	
日程第 1 2 議案第 5 3 号	3 9
・議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
日程第 1 3 議案第 5 4 号	4 1
・議案第 5 4 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について	
日程第 1 4 議案第 5 5 号	4 9
・議案第 5 5 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 5 議案第 5 6 号	5 1
・議案第 5 6 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 6 議案第 5 7 号	5 3
・議案第 5 7 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 7 議案第 5 8 号	5 4
・議案第 5 8 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について	

日程第 18 議案第 59 号	55
・議案第 59 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に ついて	
日程第 19 議案第 60 号	56
・議案第 60 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に ついて	
発言の訂正	57
日程第 20 議案第 61 号	57
・議案第 61 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
日程第 21 議案第 62 号から日程第 23 議案第 64 号まで	58
・議案第 62 号 西北五環境整備事務組合規約の変更について	
・議案第 63 号 西北五環境整備事務組合の解散について	
・議案第 64 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について	
日程第 24 議案第 65 号	60
・議案第 65 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五 広域連合規約の変更について	
日程第 25 議案第 66 号	61
・議案第 66 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程の追加	62
町長追加提案理由の説明	62
追加日程第 1 議案第 67 号	63
・議案第 67 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について	
日程第 26 委員会付託	65
閉会の宣告	66
署 名	67

第 3 回中泊町議会定例会

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 1 0 号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 1 1 号 令和 5 年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 6 報告第 1 2 号 令和 5 年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 7 報告第 1 3 号 令和 6 年度（令和 5 年度実績）中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 8 議案第 4 2 号 令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第 4 3 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 0 議案第 4 4 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 1 議案第 4 5 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 2 議案第 4 6 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 3 議案第 4 7 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 4 議案第 4 8 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 1 5 議案第 4 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 1 6 議案第 5 0 号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正について
- 1 7 議案第 5 1 号 中泊町税条例等の一部改正について
- 1 8 議案第 5 2 号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 1 9 議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 2 0 議案第 5 4 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 2 1 議案第 5 5 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 2 2 議案第 5 6 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 5 7 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 2 4 議案第 5 8 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 5 議案第 5 9 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 6 議案第 6 0 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 7 議案第 6 1 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 2 8 議案第 6 2 号 西北五環境整備事務組合規約の変更について
- 2 9 議案第 6 3 号 西北五環境整備事務組合の解散について
- 3 0 議案第 6 4 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
- 3 1 議案第 6 5 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 3 2 議案第 6 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 3 3 決算特別委員会の設置

○出席議員（12名）

1 番 鈴 木 長一郎 君

2 番 田 中 洋 君

3 番 成 田 直 人 君
 5 番 塚 本 悦 子 君
 7 番 秋 田 博 君
 9 番 兵 庫 桂 蔵 君
 1 2 番 野 上 憲 幸 君

4 番 秋 元 隆 君
 6 番 荒 関 富 雄 君
 8 番 長 利 司 君
 1 1 番 沖 崎 勲 君
 1 3 番 川 山 光 則 君

○欠席議員（1名）

1 0 番 青 山 雅 晴 君

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 教 育 長
 代 表 監 査 委 員
 総 務 課 長
 財 政 課 長
 総 合 戦 略 課 長
 町 民 課 長
 福 祉 課 長
 環 境 整 備 課 長
 農 政 課 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 小 泊 支 所 長
 教 育 課 長
 税 務 会 計 課 長

濱 舘 豊 光 君
 横 野 彰 吾 君
 鈴 木 信 也 君
 外 崎 良 造 君
 下 山 貴 子 君
 三 上 晃 瑠 君
 越 野 進 一 君
 木 元 剛 君
 長谷川 朱 子 君
 鈴 木 輝 文 君
 古 川 幹 人 君
 山 中 哲 哉 君
 阿 部 弘 喜 君
 田 中 綾 人 君
 三 上 康 栄 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
 総 務 課 行 政 係
 議 会 事 務 局

長 利 香代子 君
 白 川 隼 君
 瓜 田 雅 也 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 11 名です。ちょっと遅れて 1 名来るとは思いますけれども、現在 11 名です。定足数に達していますので、令和 6 年第 3 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 5 番、塚本悦子議員及び 11 番、沖崎勲議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 9 月 12 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から 9 月 12 日までの 8 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 10 号から日程第 32 議案第 66 号
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 10 号 専決処分した事項の報告から日程第 32、議案第 66 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件までを一括上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和6年第3回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、決算の認定や条例改正、補正予算など合計29件であります。その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第42号から議案第48号までの令和5年度中泊町一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明を申し上げます。

本町の財政は、歳入においては、企業版ふるさと納税など財源確保に努めているものの依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。

一方、歳出におきましては、高齢者人口の増加等に伴う、社会保障関連経費の経常的な増加、特に公共施設の整備・更新をはじめとした基盤整備事業等による投資的経費が集中し、一時的な財政需要の急増が見込まれるものの、将来に向けて真に必要な取り組みには積極的に投資し、行財政改革をはじめ、自治体デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーションを推進しつつ、効果的で、持続可能な行政運営を推進していく必要があると考えております。

こうした状況の中で、令和5年度の財政運営は、「第二次中泊町長期総合計画」を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して、中泊町の未来を創造する新たなまちづくり・人づくりに取り組みつつ、住民福祉の向上のために緊急かつ重要な課題に重点を置き対処して参ったところでございます。

議案第42号は、令和5年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額101億9,262万2,000円に対し、決算額は、歳入総額100億6,330万8,038円、歳出総額98億1,968万7,886円、差引額2億4,362万152円となりました。繰越明許費繰越額116万6,000円を除く実質収支額は、2億4,245万4,152円であり、前年度と比較いたしますと1.

３％の減額となっております。

議案第４３号は、令和５年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額１６億２７万２，０００円に対し、決算額は、歳入総額１４億１，７１０万６，７４８円、歳出総額１３億９，０２１万３，１６１円、差引額２，６８９万３，５８７円となりました。実質収支額は、２，６８９万３，５８７円となり、前年度と比較いたしますと４．９％の減額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額１億４，７６７万７，０００円に対し、決算額は、歳入総額１億４，３３３万６，５０７円、歳出総額１億４，３３３万６，２３４円、差引額２７３円となりました。実質収支額は２７３円となり、前年度と比較いたしますと５４．９％の減額となっております。

議案第４４号は、令和５年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額１８億９，１９０万８，０００円に対し、決算額は、歳入総額１９億１，０１３万１，５９９円、歳出総額１８億４，３２９万６７９円、差引額６，６８４万９２０円となりました。実質収支額は６，６８４万９２０円となり、前年度と比較いたしますと１３８．８％の増額となっております。

議案第４５号は、令和５年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額４，４７７万４，０００円に対し、決算額は、歳入総額４，３８４万８２９円、歳出総額４，３８４万８２９円、差引額０円となりました。実質収支額は、０円となっております。

議案第４６号は、令和５年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額２，８１９万８，０００円に対し、決算額は、歳入総額２，７５３万４，８６８円、歳出総額２，７５３万４，８６８円、差引額０円となりました。実質収支額は、０円となっております。

議案第４７号は、令和５年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額２億９，７０９万９，０００円に対し、決算額は、

歳入総額 2 億 9, 7 7 3 万 8, 0 7 5 円、歳出総額 2 億 9, 5 7 3 万 3, 1 0 5 円、差引額 2 0 0 万 4, 9 7 0 円となりました。実質収支額は、2 0 0 万 4, 9 7 0 円となり、前年度と比較いたしますと 4 6. 7 % の減額となっております。

議案第 4 8 号は、令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額 3 億 1, 0 3 7 万 9, 0 8 4 円、支出額 2 億 6, 6 3 8 万 6, 0 3 5 円、差引額 4, 3 9 9 万 3, 0 4 9 円、資本的収支では、収入額 0 円、支出額 1 億 9, 0 1 2 万 3, 2 1 8 円、差引不足額 1 億 9, 0 1 2 万 3, 2 1 8 円となりました。支出の主なものは企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補てんをいたしております。

報告第 1 0 号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 1 1 号は、令和 5 年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度における当町の財政健全化判断比率を報告するものであります。

報告第 1 2 号は、令和 5 年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第 1 3 号は、令和 6 年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価について、令和 5 年度の実績により報告するものであります。

議案第 4 9 号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

についてであります。

中泊町立義務教育学校開校準備委員会に対する報酬等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、中泊町行政不服審査会条例の一部改正についてであります。

中泊町行政不服審査会の委員の任期を、関連審査会の委員の任期と同じくする等のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法及び同法施行令の改正に伴い、条文の整備をするものであります。

議案第54号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第3号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも4億5,736万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億9,609万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、ふるさと納税返礼品等関連経費、中泊風力発電事業出資金、民生費に児童手当の増額分、土木費に河川護岸補修事業費、消防費に消防団防火衣備品購入費、教育費に事務員の派遣費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金、町債等について調整のうえ計上したほか、地方交付税につきましては、普通交付税交付額の確定により、繰越金については、前年度繰越額の確定により、それぞれ計上をいたしております。

議案第55号は、令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも2,937万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,860万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、財政調整基金積立金及び前年度調整還付金であります。

歳入につきましては、県支出金及び繰越金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,058万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及び物件賃借料を計上し、歳入につきましては、診療収入を計上いたしております。

議案第56号は、令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも6,841万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,038万5,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費に居宅介護住宅改修費、地域支援事業費に小泊地域の認知症カフェ運営事業委託料、諸支出金に保険給付費等の実績額確定による国庫支出金過年度分返還金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、一般会計繰入金などを計上したほか、令和5年度からの繰越額の確定により、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第57号は、令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,727万円とするものであります。

補正する歳出は、後期高齢者医療納付金を計上し、歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を計上いたしております。

議案第58号は、令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

収益的支出について、予算額に22万円を追加し、予算総額を2億9,292万6,000円とするものであります。

補正する支出は、職員人件費を計上いたしております。

議案第59号は、令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的収入について、予算額に124万1,000円を追加し、予算総額を4,077万1,000円とするものであります。

補正する収入は、消費税及び地方消費税の還付金を計上いたしております。

議案第60号は、令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的収入について、予算額に82万9,000円を追加し、予算総額を2,137万円とするものであります。

補正する収入は、消費税及び地方消費税の還付金を計上いたしております。

議案第61号は、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、規約の一部を変更するものであります。

議案第62号は、西北五環境整備事務組合理規約の変更についてであります。

西北五環境整備事務組合の解散後の事務の継承について、規約の一部を変更するものであります。

議案第63号は、西北五環境整備事務組合の解散についてであります。

西北五環境整備事務組合の解散について、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。

西北五環境整備事務組合の財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号は、つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合理規約の変更についてであります。

解散後の西北五環境整備事務組合の事務をつがる西北五広域連合が継承することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 66 号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員であります宮越優子氏の任期が令和 6 年 12 月 31 日で満了することに伴い、後任の委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第 33 決算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第 33、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第 42 号から議案第 48 号までの令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号から議案第 48 号までの令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 10 時 22 分

第3回中泊町議会定例会

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	鈴木 長一郎 君	2 番	田 中 洋 君
3 番	成 田 直 人 君	4 番	秋 元 隆 君
5 番	塚 本 悦 子 君	6 番	荒 関 富 雄 君
7 番	秋 田 博 君	8 番	長 利 司 君
9 番	兵 庫 桂 蔵 君	10 番	青 山 雅 晴 君
11 番	沖 崎 勲 君	12 番	野 上 憲 幸 君
13 番	川 山 光 則 君		

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総合戦略課長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	木 元 剛 君
福 祉 課 長	長谷川 朱 子 君
環境整備課長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	阿 部 弘 喜 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

三 上 康 栄 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

長 利 香代子 君

総 務 課 行 政 係

白 川 隼 君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第 1、一般質問を行います。

5 番、塚本議員の質問を許可します。

5 番、塚本議員。

（5 番 塚本悦子君登壇）

○5 番（塚本悦子君） おはようございます。議席 5 番、塚本悦子でございます。議長の許可を得、通告に従い質問させていただきます。

ふるさとを残すためにについてであります。日本は、本格的な人口減少時代に入りました。国立社会保障・人口問題研究所の昨年 4 月公表した長期推計によると、日本の総人口は、2100 年には 6,300 万人と、現在 2023 年の 1 億 2,400 万人から半減すると公表されました。10 年前、2014 年 5 月、日本創成会議で消滅可能性都市のリストが発表され、各界に衝撃を与えました。消滅可能性自治体よりも国家消滅危機と言えます。

人口戦略会議公表の 4 月 24 日の消滅可能性自治体は、県内で 35 市町村が該当しています。我が町も例外ではありません。高齢化率が進み、高齢化率 47.35%と、県平均 34.91%を大きく上回り、上位を占めております。

しかし、悲観してはいられません。全国で 10 年間消滅可能性があるとされた自治体が様々な取組を展開した結果、今回消滅可能性から脱出しました。例えば 5 月 2 日のテレビ朝日で、若者人口増の 2 つの自治体が奇跡の町村として紹介されました。隠岐島の海士町、もう一つは富山県舟橋村で、これらはいずれも企業促進、住宅規制撤廃、宅地開発を安く販売などなどであります。一方、人口 1,600 人の奄美大島の宇検村は、給食や通学費を充実させ、自立持続可能性自治体に分類されました。

これらは、我が町には当てはまらないところもあるかもしれません

が、参考にはなると思います。地域特性に応じた人口減少対策が必要であります。町の活気を維持するためには、この町を知っていただき、来ていただくということも重要であろうかと思えます。来年３月、中泊町も合併して２０周年を迎えようとしています。

そこで、町民一人一人にとって豊かで幸福度が高い町であることを目指し、町の未来図及び戦略をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま塚本議員から、ふるさとを残すために、日本全体が人口減少が問題となっている中、我が町も他の地域以上に人口減少が急速に進んでいる、その中で、どう町として取り組むのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうからお話しのあった国の人口戦略会議、今年の４月に令和６年地方自治体持続可能性分析レポート、その中で、当町は人口減少率が５０％以上の消滅可能性自治体に区分されるという公表があったわけであります。したがって、人口減はもとより、社会減に対する両側面からの積極的な取組が必要であろうということが取り沙汰されているわけであります。

議員ご指摘のとおり、若年女性人口の減少率、先ほどもお話しあったわけですが、７６．３％と、確かに県内では悪いほうから７番目に位置しており、前回調査時に比べましても、これ今度３．４％、改善はされているのですが、まだまだ全体の人口減を改善するような状況にはないというふうに認識しているところであります。

この３．４ポイント改善された理由というか、原因なのでございますが、町が独自で実施してまいりました子ども医療費の無償化、それから保育料の無償化、こういうものが一定の成果を上げているのではないかなと受け止めているところであります。

先ほど申し上げました全国的な人口減少の課題、このことをどう解決していけばいいのか。抜本的な解決策はまだ見いだせておらず、常日頃から私自身も何とかできないものかなと頭を悩ませていたところではありました。

そこで、急速な時代の変化に対応できる人材を育成することが必要であろうということを念頭に置きまして、町独自の取組として、メタバースという仮想空間を使った英語教育、それからまた同じような手法を使ったプログラミングという、今プログラムを組むことによって、様々な社会の動きを分析したり、情報を集めたりできるわけでありますが、そういう能力を育成すると。そして、もう一つ、義務教育課程で金融教育というものをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考え、展開しているところであります。将来にわたって、世界を相手に仕事ができる人材を我が町から輩出し、町民自らが豊かに光り輝き続ける町に暮らすことができ、子供たちがこの町に誇りを持てるような施策を実施することが何よりも重要なのではないかなと考えているところであります。

現在第3次の中泊町長期総合計画の策定に向けて準備を進めているところでありますが、多くの町民皆様のご意見を反映することが大事であるというふうに考え、これ抽出であります、町民約10%の方へアンケートを行い、中学生を対象としては全数アンケート、これを実施する予定としているところであります。また、多角的な視点に立ちたいという考えから、町民の代表の方を募りながら、町の今後の方向性を示す未来予想図の作成に向けたワークショップを、来月10月から来年1月にかけて、計5回ほど開催する予定としているところであります。行政と地域に暮らす住民が町の将来について真剣に考える場をつくりながら、来年3月には合併20周年を迎えるわけでありまうので、当町の未来予想図を公表していきたいというふうに考えているところであります。

今までも計画等につきましては、出来上がったものを紙に印刷して、概要版だとか、本編とかと、町民の皆さんにもお配りしているのですが、そういう形で見るとよりも、ビジュアル、目で見て、耳で聞くことによって理解が深まるのではないかなと考えておりまして、先ほど申し上げました未来予想図を町民皆様方の出演による演劇で皆さんにお示しをしたいなと思っております。先日劇団員を募集しましたところ、劇団員の名前が中泊劇団おむすびという、くしくもNHKの朝ドラのタイトルと重なったわけでありましたが、小学生から70代までの20人がこの劇団員として応募していただきまして、実際にこの方々に演

じていただきながら、町の未来を自ら感じ、そして町民劇のオーディエンス、観客となる町民の皆様にも見ていただくことで体感をしていただければと考えているところであります。

また、町民が健康で明るく楽しく暮らせるよう、本年2月にオープンをさせていただきました湯らば一く、大変好評のうちに、今多くの方にご利用いただいております。町民の健康づくりに寄与するとともに、地区住民の拠点として、派立下ですか、夏まつりに使われるなど、今後ますます様々な場面で利活用されることを切に願っているところであります。

また、本年3月には町内19事業者とともにゼロカーボンシティ、今地球温暖化を防ぐために脱炭素ということが叫ばれているわけですが、このゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素に向けた取組をスタートさせ、現在地域新エネルギー会社の設立に向けて準備を進めているところであります。安価なクリーンエネルギー電力を供給することにより、町民皆様の生活へ貢献できるものと考えております。

今申し上げました町民の暮らし、そしてエネルギー、環境を守ると、様々な角度から、この中泊町、ふるさとを残していくために、引き続き議員皆様方のご支援、ご協力を賜りながら、「大地の恵みと海の幸心ひとつに希望のまち」、このスローガンの下、豊かで幸福度の高い町を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） るるご答弁を拝聴いたしました。将来像や展望、構想などのビジョンは、とてもすばらしいと思います。いかに早く自立持続可能な町にするかだと思うのであります。私が先ほど述べたように、いろいろな施策を図って持続可能な町にした隠岐島の海士町、富山県の舟橋村、奄美大島の宇検村の取組をどのように感じたでしょうか。町長さんの感じをお願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今、議員のほうからお話しのあった成功した自治体というか、取組をうまくやった自治体のお話の中で、海士町につきましては、NHKの「プロジェクトX」で拝見もさせていただきました。

町長さん以下職員の方々が並々ならぬ努力の中で、島の中に唯一あった高校を残すことにも成功し、財政的にも立ち行かなくなった自治体を、海士町を立ち直らせたというところを拝見をさせていただきました。

やはり必要だと思ったのは、職員の方はじめ、町民の方、全てが同じ方向に向かっていく、共通の課題認識をしながら共通の方向に向かって努力をしていくということが、海士町の場合成功につながったのだらうなと思っておりまして、そういう意味では、私どもの町も、今町が置かれている現状と、目指すべき希望の町というのがどんなものなのか、このことをしっかりと町民の皆様方と共有しながら、その未来の町に向けて、理想とする町に向けて進んでいくのが大事なのだらうなと思っておりまして、そうなれるように、先ほど申し上げました未来予想図の中でしっかりとした絵を描き、その絵に向かっていくために何をなすべきなのかというところを明確にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再々質問はありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ありがとうございます。現在我が町でも北海道の福島町と交流があるみたいでございます。町長さんも新聞に出ておりまして、オーシャンズセブンという、世界7大海峡である津軽海峡遠泳サポート団体も設立しました。これはとてもよかったと思っております。世界7大海峡は、ジブラルタル海峡、ドーバー海峡、ノース海峡、クック海峡、モロカイ海峡、カタリナ海峡に津軽海峡でございます。これが成功したならば、日本、いや、世界中でニュースになると思いますので、成功することを大いに期待しております。

また、早々にメタバース教育を取り入れて、外国人と交流もでき、やがて外国人の雇用対策にもつながると思います。

いかにこの町に来ていただくかだと思うのであります。いつも最先端に行く屈指のアイデアを持っている町長さんでありますので、自立持続可能な町を早く、豊かで幸福度の高い町づくりに強い期待を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

6 番、荒関議員の質問を許可します。

6 番、荒関議員。

(6 番 荒関富雄君登壇)

○6 番(荒関富雄君) ただいま議長のお許しが出ましたので、通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は、空き家対策についてであります。当町は、他町村に先駆け、10 年ぐらい前から空き家対策やっているわけでありすけれども、その中で3 点ほどお伺いいたします。

最初は、この空き家対策、いわゆる空き家条例を制定したときには、危険な家屋があり、その処分の仕方等を皆さんで協議しながら、できるだけ空き家を解体することに、この条例は意義を置いてまいりました。でも、流れの中で、空き家をそのまま解体するのはもったいないのではないかと、そう言って、空き家バンク制度が導入されたわけでありす。でありますから、これまでの空き家の利用状況について、まず1 点目はお伺いいたします。

2 点目は、本来であれば自分の財産でございますので、自己管理きちんとするのが当たり前ではございますが、他町村などに在籍している方などだと、どうしても目が行き届かず、危険家屋になっているような状態に思われます。何をもって危険家屋かというのは、それは町当局のほうの考え方もございましょうが、私が見る限りでは、近隣にご迷惑がかかるような状態になっている家屋が多々挙げられるように思います。

それと、最初の条例を制定したときにもうたわれているのですが、空き家の状態、長くしておきますと、非常に野生動物が多々発生しておりまして、住宅街、いわゆる私たちが住んでいる場所にはそんなに野ウサギとか、狐、また狸などは見られなかったのですが、近年はそういう動物も見受けられるような状態になっております。その原因の一因は、空き家が放置されているからではないかなと、私はそうように思っております。

3 番目には、今後この空き家管理、管理するに当たり、いろいろ規則で支援対策などを講じてまいりましたが、それでやってもなかなか、今般いろんな、最近はお価上昇でありまして、解体費用も大分高くなっていると思います。そういったときに、解体したいけれどもという

ご相談がなされたときに、今までの規則等を多少なりでも見直す気持ちがあるのか。また、税制面でも、今までは解体いたしますと元に戻りまして、3倍近くの固定資産税が土地に課せられるような状況、これはいろいろ議会でもお話がありまして、その後何かいい方法がないかということで、5年間の猶予期間等を設けておりますが、それが、現状がどうなのか、そこら辺、併せてご答弁願えればと思います。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

下山総務課長。

（総務課長 下山貴子君登壇）

○総務課長（下山貴子君） 荒関議員ご質問の危険空き家に対する町の解体指導と今後の方針についてお答えいたします。

町では、中泊町空き家等対策計画（第2期）を令和3年4月に策定し、人口減少や高齢化などを背景に増加を続ける空き家の対策を進めているところです。町にある空き家は、令和2年9月時点で643戸確認されております。そのうち、所有者等による適切な管理が行われていない管理不全空き家は390戸ございます。内訳は、中里地区が254戸、小泊地区が136戸となっております。

空き家増加の根本的な原因といたしましては、高齢化が進んでいるほか、所有者や納税管理人などの所有者等が遠方に居住していること、空き家を解体せず残しておいたほうが税制上有利に働くことなどが理由と考えられています。そのような管理不全空き家に対し、近隣住民等からの情報提供や、職員のパトロール時に発見した場合には必要に応じて実態調査を行い、所有者等を特定して適正管理を行うよう助言や指導を行っております。指導等の実績につきましては、直近3年間で令和3年度は5件、令和4年度は7件、令和5年度は4件行っております。

また、解体を行う場合の町補助金の活用状況につきましては、令和3年度は実績がなく、令和4年度は1件、令和5年度は3件ございました。町としましては、今後も引き続き、空き家の適正管理の必要性について広報紙等で周知を行い、管理不全空き家の増加を防ぐとともに、管理不全空き家の所有者等に対しまして早急な改善、措置を行うよう助言、指導に努めてまいります。

次に、今後空き家管理を支援する対策についてどのように考えてい

るかについてお答えします。町では4つの対策を行ってきたところです。1つ目は、解体補助ですが、これは危険な空き家があるとの報告を受けた後、所有者等へ助言や指導を行い、それに従って解体した場合、要件を満たすものに30万円を限度に補助を行うものです。

2つ目は、固定資産税の住宅用地特例の継続です。これは、所有者等へ助言や指導を行い、それに従って、空き家を解体した場合には建物が建っているものとみなして、5年間に限り特例で軽減するものです。

3つ目は、空き家利活用です。町内の空き家の有効活用を目指し、空き家バンクで広く空き家情報を発信するものです。

4つ目は、空き家活用促進事業です。移住促進のための事業であり、空き家バンクに登録されている建物の賃貸契約及び売買に伴う改修費や家財道具の処分運搬費に対して補助するものです。

空き家の増加は、地域の暮らしや生活環境、防災の面などに深刻な影響を及ぼす社会問題であることから、有効な対策が必要であると認識しております。これらの対策に加え、管理不全空き家となり、近隣住民に影響を及ぼす前に適切な管理を行うよう、広報紙やチラシ等により、所有者等の管理責任の普及と啓発に努めるとともに、管理について様々なケースに対応できるよう、環境の整備や、庁内各部署と連携し気軽に相談できる体制を整えるなど、引き続き支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

（総合戦略課長 越野進一君登壇）

○総合戦略課長（越野進一君） 私からは、荒関議員ご質問の空き家バンクの利用実績についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、国、県が一体となって空き家等問題に対処するため、平成26年11月に空家等対策推進法が成立し、平成27年5月26日から全面施行され、これを受け、当町では、同年12月28日に中泊町空き家情報登録「空き家バンク」制度実施要綱を制定しております。この制度は、中泊町における空き家の有効活用を通して、人口減少の抑制と地域の活性化を図るために構築されたもので、空き家バンク制度導入以来、これまで8年8か月ほど経過しております。

この間、空き家の登録者が34人、空き家情報の利用希望者が38人、空き家バンク制度を利用して賃貸契約に至ったケースは4件、売買契約に至ったケースは19件となっております。

また、現在空き家バンクの登録件数は6件、売りたいという方が5件、賃貸したいという方が1件となっております。小泊地域においてはマグロ釣り客の別荘として、中里地域においては若者世帯の住まい、また農業用倉庫として問合せが多く、需要が感じられることから、現状では空き家バンクの登録以前に直接交渉の上、売買等に至っている物件が多いものと推察しております。

今後とも広報等を活用しながら、定期的な制度周知を図り、利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） では、危険家屋については、それなりの指導はなされているのでしょうかけれども、非常に危険なのが見受けられるのですけれども、その指導した後の状況とかございましたら、もう一度詳しく説明いただきたいのですけれども。どのような指導をなされて、その後どうなったか。まだそのままの状態にあるのか。そこら辺、重ねてご答弁求めます。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在残されている危険家屋といいますのが、それぞれ所有者等の特定が大変難しいものが残っている状況にございます。そこで、専門家の協力を得て、今後も指導、助言するように努めてまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

荒関議員。再々質問。

○6番（荒関富雄君） 本当に空き家対策には積極的に当町は取り組んでいるのは、重々承知しております。空き家バンクも早めに、移住者等の対策も取りながらやっているのは理解するのですけれども、所有者がなかなか特定できない、最後にはそこが残るのです。それをこの空き家

条例とかできる前から、多少密接に家屋が並んでいないところは、それなりにみんな隣近所が気をつけながら、自然災害等が発生した場合には、消防さんにもお願いしてトタンの飛散などを防いでもらったり、そういうこともやってまいりました。

でも、家屋全体がいわゆるもう斜めになって、そばを歩くのもある程度危険と見られるような家屋も現に存在しております。それについて、一応この空き家の適正管理条例によりますと、町長が指導するということになっていますので、なかなか難しいのは分かりますけれども、ただ難しいと放置しておきますと、これだけこの自然災害が多発している現状でございます。そして、台風はこれから来るのかどうか分かりませんが、冬になりますと雪も降ります。そうしたときに、危険家屋が倒れれば、それは当然持ち主の責任でしょう。でも、そういう状況だというのを、難しくてもその持ち主を探して、徹底的な指導をこれからしていかないと、どんどん増えていくと思うのです、この問題。難しい問題だと思いますけれども、全て自己責任で片づける、そこはいわゆる自然災害等も発生した場合でも、それは民地だから。何かしら強制的にやった場合に、金かかって、金の出どころがないからやれない。でも、それで事故が起きてしまった場合には、今度は被害者というのが出るのです。それが見受けられる中の状況下でありながら、何も打つ手がないというのは、私自身情けなく思うのです。何か指導する方法とかないもののでしょうか。ここ最後にお聞きします。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 荒関議員のご質問にお答えします。

指導する方法ということでございますが、やむを得ず、所有者に對しましては最初に助言、指導、次に勧告、次に命令、その次に代執行と順番がございますので、こちらのほう、緊急性のある空き家等に関しましては法令を遵守して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員、どうぞ。

○6番（荒関富雄君） いわゆる緊急を要する場合は、この空き家等の適正管理条例にあるのですけれども、13条で、「町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察並びに消防その他の関係機関と必要な措置について協議することができる」と。できるとなっています。で

すから、ぜひ協議していただきたい。

以上で終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

1 番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1 番 鈴木長一郎君登壇）

○1 番（鈴木長一郎君） おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させていただきたいと思います。

冬期ホワイトアウト現象対策の現状についてということで、昨年我が同僚議員からも質問があった津軽令和大橋からパルナスまでの交差点の冬期ホワイトアウト現象対策についてでございます。国道、県道にも関わることから、県と協議しながら、主要な交差点部に点灯式や回転式の視線誘導標等の設置を要望し、町独自でも県と同様な視線誘導標の設置を検討する等、ホワイトアウトのときの現象障害を軽減できるように対応してまいりたいと、そのような答弁でございました。

その後の進捗状況と今後の対策について、どのようになっているのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木環境整備課長。

（環境整備課長 鈴木輝文君登壇）

○環境整備課長（鈴木輝文君） 鈴木議員ご質問の冬期ホワイトアウト現象対策の現状についてお答えいたします。

津軽令和大橋からパルナスまでの交差点の冬期ホワイトアウト現象対策についてですが、令和5年12月定例会において答弁した内容であると理解しております。その後の進捗状況及び今後の対応策についてですが、前年度、県でもみじ橋東側に防雪柵約170メートルを設置しております。残りの西側防雪柵約170メートル区間及び交差点部の視線誘導標等につきましても、引き続き冬期ホワイトアウト現象対策として要望してまいりたいと思います。

また、町といたしましても、県と連携を取りながらホワイトアウト時の視程障害が軽減できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今のお答えで分かりましたけれども、町の主要道路の一つでもありますし、冬ももうそこまで来ていますので、できれば積極的に、早めに取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。再質問は結構です。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時43分

第 3 回中泊町議会定例会

令和 6 年 9 月 1 2 日（木曜日）

○議事日程 第 3 号

- 1 議案第 4 2 号 令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第 4 3 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第 4 4 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第 4 5 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第 4 6 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第 4 7 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第 4 8 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 8 議案第 4 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 5 0 号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正について
- 1 0 議案第 5 1 号 中泊町税条例等の一部改正について
- 1 1 議案第 5 2 号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 1 2 議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 1 3 議案第 5 4 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号について
- 1 4 議案第 5 5 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 1 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- 1 6 議案第 5 7 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予

算第 1 号について

- 1 7 議案第 5 8 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 1 8 議案第 5 9 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 1 9 議案第 6 0 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 0 議案第 6 1 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 2 1 議案第 6 2 号 西北五環境整備事務組合規約の変更について
- 2 2 議案第 6 3 号 西北五環境整備事務組合の解散について
- 2 3 議案第 6 4 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分について
- 2 4 議案第 6 5 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 2 5 議案第 6 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 2 6 委員会付託

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 6 7 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について

○出席議員（13 名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 長 利 司 君 |
| 9 番 兵 庫 桂 蔵 君 | 1 0 番 青 山 雅 晴 君 |
| 1 1 番 沖 崎 勲 君 | 1 2 番 野 上 憲 幸 君 |
| 1 3 番 川 山 光 則 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君
副	町	長	横	野	彰	吾
教	育	長	鈴	木	信	也
代	表	監	外	崎	良	造
総	務	課	下	山	貴	子
財	政	課	三	上	晃	瑠
総	合	戦	越	野	進	一
町	民	課	木	元		剛
福	祉	課	長	谷	川	朱
環	境	整	鈴	木	輝	文
農	政	課	古	川	幹	人
水	産	商	山	中	哲	哉
工	観	光	阿	部	弘	喜
課		長	田	中	綾	人
小	泊	支	三	上	康	栄
教	育	課	今		芳	文
税	務	会				君
上	下	水				君
道	課	長				

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	利	香	代	子	君
総	務	課	行	白	川		隼	君
議	会	事	務	瓜	田	雅	也	君
総	務	課	庶	大	川	朝	央	君
務	係							

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 42 号から日程第 7 議案第 48 号まで

○議長（川山光則君） 日程第 1、議案第 42 号 令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 7、議案第 48 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

荒関富雄委員長。

○決算特別委員長（荒関富雄君） 去る 9 月 5 日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第 42 号から議案第 48 号までの令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを 9 月 10 日と 11 日の 2 日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（川山光則君） これから議案第 42 号 令和 5 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 48 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでの総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、鈴木議員。

○1 番（鈴木長一郎君） 私、町民の方からご相談を受けたのですが、こっちから行って運動公園の突き当たりのところなのですが、あそこは宮野沢の町内から来るところも、こっちから行くところも停止線がないので、例えば事故起きたとき、どちらが優先になるのかも分からないし、他町村の人から言われて、できればあそこのところにカーブミラー等つけてもらえないものなのですかと、ちょっとお願いしてもらえないですかと私に相談受けたものですので、それをちょっ

と質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。

さわやか団地前から運動公園に向かった道路と旧宮野沢からの交わった道路のことだと認識しておりますが、こちらに関して現地確認は行ったところですが、当該箇所の道路標示をどのように行ったほうがよいのかというところは、警察にも状況を確認していただいた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 私も確認に行ったのですけれども、あそこも草もそんな長くないので、確認はできると思うのですけれども、やっぱり地元の間人は分かるのですけれども、やっぱり今あそこで結構大会とかあるので、他町村の方から言われたということですので、もしご検討できるのであれば検討してほしいと、そういうことですので、私も今答弁もらったので、町民の方にそのように伝えておきます。

以上で、ありがとうございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 教育に関してであります、中泊町教育施策大綱はすばらしいものだと思うのですが、その中に「「ふるさと」に対する誇りを高める教育の推進」と「豊かな心と郷土を育むまちづくり」とありますが、私前回も言いましたが、かるたで郷土の地理、歴史、それを知る楽しみも必要だと思うのですが、かるたの進捗状況いかなものか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

以前3月の予算特別委員会でお答えしたと記憶しているわけですが、そちらで答弁いたしましたとおり、当時水産商工観光課、教育委員会、文化観光交流協会の意見も聞きながら活用について検討した結果、これはアイデアの段階で、いわゆるまだ製品のようなものが完成していない、こういったことから現時点でかるたとしての活用は

予定はないということでございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） では、全くこれは没ということになるわけですね。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 未来のことは誰も予測できませんけれども、現時点では活用の予定はないということになります。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 以前も中高と一緒に何かコラボするような話も聞いたもので、商工会とかいろんな聞いたもので、まだまだ検討の余地があるのかなと思っていたのです。

私も中泊に嫁いで60年になるけれども、全く知らなかったのです。このかるたを見て、2年前には館長さん、斎藤淳さんと一緒に郷土のところを回ったら、すごいものだと思ったけれども、それ以上にこのかるたを見たときに小泊、全く知らないところも入っているのです。これを皆さんが例えば見たときに、46首もあるのです。こんなによくぞ探したものだとは私は常に思っているのだけれども、いつ進むのかな、プラスかな、マイナスかなといつも期待しているのですけれども、課長さんあたりこのかるたの首を見たでしょうか。議員たちは皆さん見ているのだけれども、それはよしと思うか、大したことないと思うか。

私は、それは学力向上も非常に大切だと思うのですが、遊びの中で郷土を知る、例えば100人いたとしても、たった一人でも中泊ってすごいのだと、いや、今度向こうで勉強してきてから中里へ帰ろうと思う人が一人でもいたならば、それは最高の勉強だと、私はそう思って今までこうしてまだ学校で授業を教えているのですけれども、楽しむ、教え込むのではなくて、自ら楽しんで勉強すると私は体験しています。

小泊小学校、五所川原小学校にお茶とお琴に行ったときに、お茶の作法を教えたところが相手を敬う心が大事だということになって、いじめる子は心がなっていないのだと言ったら、感想文で私はいじめが怖くなくなりましたと、そういうふうに感想を聞いたときに、ああ、大したあれでなくてもこんなに感動するのだと思って、それから勉強を教えるほうではなくて、楽しんで、1週間に1時間でもどこ

かでこのすばらしいかるたを取って遊んだときには、子供たちどんな反応するのだろうと常に期待をしているのです。だから、諦めてはいなかったのです。

三宅さんという人からもたまに電話来ます、「どうになりました、できましたかな」とかと。そのたびに私も心痛めて、「ああ、そうね、ちょっと待ってね」とは言っているのですけれども、皆さん、課長さん、いかがでしょうか、これ見ましたかしら。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 実は私は、ワードのファイルというか電子ファイルで一応見ました。ちょっと内容詳しくは記憶はないのですけれども、一応私は見ております。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 見ているけれども、もしかしてほかの課長さんにこれを見せた場合、「あら」とちょっと驚きの人もあるかもしれませんし、「ああ、何だ、これか、分かってるよ」と思う人がいるかもしれませんので、もしも必要な方にはこれを見せてあげたいと、そう思っていますので、ぜひもしもよかったら、私はすばらしいと思うのです、これ。見るたびに、「あっ、この町こんなところあるんだ」と、「小泊にもこんなのあるの、えっ、えっ」と、忘れていたけれども、ああ、行ってみたいと思う気があるので、もしかよかったら、皆さんに見せてあげればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第42号から議案第48号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号から議案第４８号については、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第８ 議案第４９号

○議長（川山光則君） 日程第８、議案第４９号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第４９号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの１９ページを御覧ください。今回の改正は、中里地域の小中学校の統合に向けた中泊町立義務教育学校開校準備委員会を設置することに伴い、その委員に対する報酬及び費用弁償を定めるものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の１ページを御覧ください。別表第１中に義務教育学校開校準備委員会の委員長及び委員の報酬額を加え、別表第３中に同委員会の旧中里町、旧小泊村の移動に係る費用弁償の額を加えるものです。

以上、議案第４９号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野上議員。

○１２番（野上憲幸君） 改定案として付け加えるということですが、いわゆる今の額、これは算出根拠はどういう形で出しているものですか。いわゆる今これだけ労働賃金が増額していると、これは国策の一環としてまた出てきている中身で、２０年も前から全然変わっていないわけです。そういう中身は、ただただ文言を付け加えるということではなくて、本質的な根拠はどこなのですか、これは。

○議長（川山光則君） 答弁は。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君）　ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの額につきましては、以前からの3,500円、4,000円、こういう報酬の根拠はありまして、今回の職務に照らし合わせても、これが適当だろうということでこのようにしているわけですが、今のご意見、確かに今物価高、最低賃金上がっている、こういった状況も踏まえて、私が言っているのかどうか分かりませんが、その点に関しては町長部局とも相談しながら、この額が適正なのかどうかというのは常日頃検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（川山光則君）　野上議員。

○12番（野上憲幸君）　答えになっていないような中身ですが、やっぱりいわゆる時勢に合わないものであれば、当然改正すべきなのです。

これだけではなくて、これに関連する形でありますけれども、例えばいわゆる日当宿泊、旅費関連でも同じなのです。今の旅費規程の中見ていけば、どこにも泊まれないのです。行けないのです。それが駄目だと思って何で直さないのですか、そうしたら。その限りではなくて、当然そこで増額する必要もあるのです。町長にしてもそうです。今やっぱり東京なんかに行っても、今の旅費規程の中身で泊まれるところないのです。ない中身であれば、当然そこで何らかの形で改定すべきなのです。

これも同じです。合併前ですよ、これ。合併前のものをそのまま、いわゆる空欄に入れただけの中身をあなたたちが今出しているわけです。ものを出すのであれば、ちゃんとした中身の根拠を説明できるような中身でものを出すべきなのです。そこら辺これから、当然町長部局もそうでしょうし、考えたほうがいいですよ、これ。ということで終わります。

○議長（川山光則君）　町長、何かありますか。

（「いいよ」の声あり）

○議長（川山光則君）　いいか。答弁要らないみたいですので、それでは。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号

○議長（川山光則君） 日程第9、議案第50号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第50号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの21ページを御覧ください。今回の改正は、行政不服審査会の委員の任期を関連審査会の委員の任期と同じくするため、任期を3年から2年に改正するほか、条文の訂正をするものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の2ページを御覧ください。第2条中「の委員で」を「をもって」に改め、第3条中、任期「3年」を「2年」に改めるものです。

以上、議案第50号 中泊町行政不服審査会条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５１号

○議長（川山光則君） 日程第１０、議案第５１号 中泊町税条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 議案第５１号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

地方税等の一部を改正する法律が令和６年３月３０日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の２ページを御覧願います。ページ中段の第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、次のページ、３ページを御覧ください、上段の同項第１号りを「所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」と改め、第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改め、次のページ、４ページを御覧ください、附則第４条の２において租税特別措置法で定められた規定が整理されたため、条文を削除するものであります。

なお、本条例改正は令和７年４月１日から施行し、ただし第３４条の７第１項の改正規定及び附則第４条の２を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の属する年の翌年の１月１日からの施行でございます。

以上、議案第５１号 中泊町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第52号

○議長(川山光則君) 日程第11、議案第52号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長(三上康栄君) 議案第52号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要することから改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の5ページを御覧願います。第1条、第2条、次のページ、6ページを御覧ください、第3条及び第7条において、特定業務施設の新設に合わせて特定業務児童福祉施設を整備した場合、特別措置の対象とするよう条文を整備するものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和6年4月19日適用でございます。

以上、議案第52号 中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の

特別措置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 5 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 5 3 号

○議長（川山光則君） 日程第 1 2、議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。
木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第 5 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 27 ページを御覧願います。今回の条例改正は、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を要することから改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の 7 ページを御覧ください。条例第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に改め、「若しくは虚偽」から「これに応じないまで」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び関連政令の一部改正の中で国民健康保険法及び同法施行令が改正され、被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降は廃止されることとなったことから、条例中「被保険者証」に

ついて規定している条文を整備したものであります。

議案書つづりの２８ページを御覧ください。附則の部分をお願いいたします。第１条は、条例の施行期日を定めており、令和６年１２月２日としております。

第２条は、被保険者証の取扱いに関する経過措置について定めたものであります。現行の国民健康保険法では、保険料を滞納した場合被保険者証の返還を求めることとされておりますが、今回の法改正でこの規定削除されております。

ただし、廃止日までに発行された被保険者証については、改正法施行日後においても保険料を滞納した場合は改正前の規定を適用して被保険者証の返還を求めることができる旨、経過措置を設けたものでございます。

以上、議案第５３号 中泊町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

成田議員。

○３番（成田直人君） 今の令和６年１２月２日からマイナンバーカードに移行するというふうなことになるわけです。もう確定したのですか、これはそもそも。

○議長（川山光則君） 木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 法改正の中で施行日が１２月２日ということで、被保険者証の廃止、１２月２日以降は発行できなくなるということでございます。議員ご質問のとおり確定しております。

○議長（川山光則君） 成田議員、いいですか。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第５３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第５４号

○議長（川山光則君） 日程第１３、議案第５４号 令和６年度中泊町一般会計補正予算第３号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第５４号 令和６年度中泊町一般会計補正予算第３号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億５，７３６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９億９，６０９万６，０００円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。１０ページを御覧願います。３、歳出。第２款総務費、第１項総務管理費、第６目企画費、７節報償費にふるさと納税返礼品として記念品１，３９８万７，０００円を、１１ページを御覧願います、１１節役務費にふるさと納税返礼品送料として運搬料３５８万３，０００円を、ふるさと納税サイト掲載料及び決済等手数料として手数料８７１万円を計上しております。

１２節委託料に地域おこし協力隊募集委託料１９９万５，０００円を、２３節投資及び出資金に中泊風力発電事業出資金１，０００万円を、第１４目財政調整基金費、２４節積立金に３億１，２９５万円を計上しております。

１２ページを御覧願います。第３款民生費、第１項社会福祉費、第６目障害者福祉費、２２節償還金、利子及び割引料に令和５年度障害者自立支援給付費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還金として国庫支出金過年度分返還金４２０万２，０００円を計上しております。

１３ページを御覧願います。第２項児童福祉費、第２目児童措置費、

19節扶助費に国の児童手当制度の改正に伴う支給増加分として、児童手当1,028万円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、22節償還金、利子及び割引料に令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の交付額の確定に伴う返還金として国庫支出金過年度分返還金1,438万2,000円を、第8目緊急対策費、22節償還金、利子及び割引料に令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還金として402万9,000円を計上しております。

15ページを御覧願います。第8款土木費、第3項河川費、第1目河川維持費、14節工事請負費に国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して地方公共団体が単独で防災インフラの整備ができる緊急自然災害防止対策事業債の活用方針が整ったことから、宮野沢地区の苗代沢川護岸補修工事2,950万円及び宮野沢川護岸補修工事1,450万円を計上しております。

16ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、17節備品購入費に消防団防火衣39着分350万1,000円を、第5目災害対策費、14節工事請負費に町総合福祉健康センター「湯らぱーく」南側の町道整備工事が完成したことから、防災備蓄倉庫の外構整備工事費196万9,000円を計上しております。

17ページを御覧願います。第10款教育費、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費に職員の産休等に係る事務員の派遣費用366万7,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8ページにお戻り願います。2、歳入。第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、1節地方特例交付金に国の定額減税による減収補てん特例交付金3,213万5,000円を、第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に1億3,521万5,000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものであり、今年度の普通交付税交付額は、令和5年度比2,584万8,000円増の35億2,521万5,000円であります。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、2

節児童福祉費負担金に児童手当負担金 8 3 1 万 2 , 0 0 0 円を計上しております。第 2 項国庫補助金、第 6 目消防費補助金、1 節消防費補助金に消防団防火衣に係る消防団設備整備費補助金 1 1 6 万 6 , 0 0 0 円を計上しております。

第 1 5 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金に児童手当負担金 9 8 万 3 , 0 0 0 円を計上しております。

9 ページを御覧願います。第 2 項県補助金、第 7 目教育費補助金、3 節保健体育費補助金に学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金 1 , 0 0 7 万 2 , 0 0 0 円を計上しております。

第 1 7 款寄附金、第 1 項寄附金、第 1 目一般寄附金、1 節一般寄附金にふるさと納税 5 , 8 2 2 万 6 , 0 0 0 円を、第 1 9 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金に前年度繰越金として 1 億 7 , 2 4 5 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

第 2 0 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入、1 節学校給食収入では、学校給食児童教職員等負担金（小学校）で 7 5 4 万 6 , 0 0 0 円を減額し、学校給食生徒教職員等負担金（中学校）で 5 1 8 万 7 , 0 0 0 円を減額しております。

第 2 1 款町債、第 1 項町債、第 4 目土木費、4 節河川整備事業債に苗代沢川及び宮野沢川の河川護岸補修事業 4 , 4 0 0 万円を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたします。5 ページにお戻り願います。第 2 表、債務負担行為補正、1、追加では、苗代沢川護岸補修工事、期間は令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額は 2 , 9 5 0 万円としております。

第 3 表、地方債補正、1、追加では、苗代沢川及び宮野沢川の河川護岸補修事業において限度額を 4 , 4 0 0 万円としております。2、変更では、町道整備事業において限度額を 3 , 0 4 0 万円に、臨時財政対策債において限度額を 9 3 0 万円に変更しております。

以上、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 11ページなのですがけれども、ここに委託料、地域おこし協力隊募集に199万5,000円ほど予算盛っているのですが、もうちょっとどこへどういう形で募集をかけて、どのようになっているのか説明願いたいと思います。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えいたします。

この経費は、昨年度募集するために記事を自前で作って、広告サイトに上げて募集をしております。そこで3月には1名面接まで行ったのですが、残念ながらスカウトすることはできなかったと。そこで今回は、プロの方にちょっとスカウト業務まで委託するという事で199万5,000円計上いたしております。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） どのような地域おこし協力隊員を募っているのか、もうちょっと詳しく。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 大変失礼いたしました。今年の9月1日付で津軽海峡遠泳連盟の設立に合わせて1人、アスパム内の観光国際交流機構のほうから1人、実際現場で働いて語学を生かした活動をしていた方が9月1日で着任されております。こちらは、今の連盟の事務局を主に、観光に、また語学を生かしながら活動していくことになっております。

このほか集落支援、このネットワーク協議会を今立ち上げる予定でございまして、そちらの事務局を担う方ですとか、あと観光を現在やっている方の期限が来ますので、順次更新していくということも考えておりましたので、観光に関するそういった地域おこし協力隊員、それからもう一つ、さかなプロダクツというところもございまして、そちらの商品開発、こちら人材を求めているところでございます。

計4名から5名まだ必要と考えておりますので、誰かそういった方がおりましたら、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 私からは農業関係です。担当課長に今、米の値段、J Aが1万5,000円と出しております。農家の人はいいのけれども、生産者と消費者のほうはもう小言を言っていると、それはもう本当のことなのですけれども、J Aの1万5,000円、これは概算金はいいわけなのですけれども、今裏の取引といいますか、自主流通米か、今は。農家の人が2万円、あるいは2万2,300円という値段で今買いに来ている人が、業者が、商社が、商店があります。

どうすればいいのかと。高いほうに売りたいわけでもありますし、私本人もそうなのですけれども。ただ、お金が取れない可能性が十分にあります。今半分よこすのだと、あとの半分は後でと。不払いになる可能性が十分にあると思いますので、不払いの分は町で全部払ってもらえるのかなと思ったりもしておりますけれども、何かこの点については担当課長、いろんな認定農業とかいろんな団体があると思いますので、注意を促してほしいというのが本音でありますけれども、そういう情報はどうか、担当課長。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） ただいまの沖崎議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、私も1万8,000円から2万円ということで自主流通の買取り業者が回っているというお話は情報入っております。

先日全農県本部あるいは県集荷で、まっしぐら、はれわたりの概算金の目安額1万5,000円ということで発表しております。確かに単年度を見れば、3,000円から5,000円の上乗せというのは非常に魅力的なことだとは思いますが、この上昇が来年度以降も続くのか、社会情勢にも左右される価格ということでございます。これまで取引のあった業者さんとの信頼関係とも鑑みれば、慎重な判断をするべきだと考えております。

しかしながら、各農家の経営判断でございますので、町としてはどちらがいいという判断のお示しはできないかと思っております。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員、いいですか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） なかなか立派な答弁であります。どちらにもつかないし。分かっておりました。ただ、何か問題がありそうなので、ある程度は農家の人に指摘してほしいなと思っています。幾らかでも上がるし、まずは新年度は幾らかでもいいのかなと、税務会計課のほうにも少しは多く入るのかなと思っておりますので、その辺、注意のほうはよろしく、担当課長だけでなく皆さんに話ししてほしいなと思っておりますので、お願いします。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 1つ消防の話も出ていましたけれども、消防団、出動手当上がったのですか。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 消防団の出動報酬についてだと思いますが、令和4年の4月から改定になって上がっております。

以上です。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 上がったと思っていたけれども、何か8,000円どうのこうのという記憶があります。ただ、今年はこれから分らないけれども、また災害が来れば、消防団というのは大事なメンバーでありますので、ただ国のほうが、国というか、消防団は足りないと、行く人がない、参加する人がない。ただ、出動手当が高いから行くのではないのかなとは思いますが、というのが今自衛隊の概算金で自衛隊になる人が足りない、給料上げる、極端に言えば。今大分大きく給料上げるのだと、そういう情報というか、ほとんど決定らしいけれども、自衛隊には給料を高く払うので、自衛隊になってくれと、そういうようなあれが出ていましたので、ただお金でどうのこうのというのがあまり好きでないけれども、やっぱりある程度お金の力というのがありますので、我が町でもいろんな面でそういう考えをある程度持つてほしいなと、幾らかでも何か、なかなか災害もなければ何もないのかなとも思うところもありますけれども、やっぱりそうい

う消防団とか自衛隊とか守る人たちを少し大事にしてほしいなと思いますので、その点も総務課長、頭に入れて。

終わりますけれども、もう一つあるのだ。

○議長（川山光則君） はい、続けてどうぞ。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） もう一つは、宮越家の話なのですが、私もあまり距離が離れておりますので、17日説明会あると。今私思うにコマーシャルが足りないのではないかと。それぞれ県の予算、国の予算で動いているだけでなくして、持ち出しでもうちょっと一歩前にコマーシャルを出すべきだと、担当課長。

というのは、ちょっと比較にならないかもしれませんが、鶴の舞橋、吉永小百合、あれはいろんなスポンサーがついてやったわけですが、吉永小百合を頼んできて、それこそ大正ロマンをコマーシャルやればどうだと。今聞けば何ぼかかるといったって分からないけれども、そういう何か中泊の一歩前に進んだ、そういうのを教育委員会とか財政とそこは違うの分かりますけれども、今急に答えは出なくても、ああいう映画スターを、女優さんを使った町おこしなんかやってほしいなと思いますので、これは答弁も難しいし、金額的にも大変なものだなと思いますけれども、その点、答弁は要りません、ちゃんとどのぐらいかかるものだから後で教えてほしい。

私は吉永小百合でしゃべったけれども、でなくてもいろんな中泊を紹介できるきれいな人を探してください。後でお願いします、金額だけ。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 9ページの県補助金と諸収入の関係の部分なのですが、いわゆる県の支出金の学校給食費無償化ということで、10月1日からの部分だと理解していますし、1,007万2,000円、10分の10の定額ということになるわけですが、一方諸収入の学校給食費のマイナスの1,273万3,000円、この部分とちょっと乖離になるわけなのですが、これはどういうふうな形でこうなるのでしょうか。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

差引き約260万円、給食収入のほうが減って、交付金のほうは1,000万円ということなのですけども、これは交付金の制度が就学援助、いわゆる経済的に苦しい家庭の援助、これは従来市町村が給付していることですので、引き続きそのまま市町村がやってくださいということですので、県の交付金には算定されておられません。その分が乖離しているということでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 15ページ、土木管理費の委託料なのですけども、土砂災害のハザードマップ更新とありますけれども、もうちょっと内容的に詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

土砂災害ハザードマップ、現在ございますけれども、中里団地と尾別浅井地区におきまして2か所の修正点がございます。その修正の業務委託ということになります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 修正の業務委託、それが完成した後には毎戸に配布するとか、どういう形でみんなに分かるように公表するのでしょうか。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

ホームページ上で公表する予定となっております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 広報等とか全町民に可視化できるような形ではなく、ホームページ上で。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 現状はそういう形で考えておりますが、要望にありました場合には、ちょっと財政部局等のほうとも協議しながらそこら辺は検討してまいりたいと思います。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第55号

○議長（川山光則君） 日程第14、議案第55号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第55号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,937万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,860万2,000円とするものであります。診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,058万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページを御覧ください。3、歳出。第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に財政調整基金への積立金として2,624万7,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目保険給付費

等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料に前年度調整還付金276万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。

2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に保険者努力支援分339万円を計上しております。今年度の交付見込額の決定に伴う追加であります。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として2,689万2,000円を計上しております。

第8款諸収入、第3項雑入、第5目雑入に青森県国民健康保険団体連合会からの普通交付金返還金として248万円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費、3節職員手当等から10節需用費まで、合計で19万円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費、第13節使用料及び賃借料にC P A P装置借上料19万8,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。

2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入に38万8,000円を計上いたしております。

以上、議案第55号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 5ページ、歳入の部分で、保険者努力支援分という形で339万円入っていますけれども、保険者努力支援とはどういう内容で、勉強不足ですので、教えていただければと。

○議長（川山光則君） 木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

保険者努力支援分の交付金なのですが、保険者が保健事業や

そういった取組に対して、インセンティブ交付金として交付されるものでございます。町で行っている保健事業等の取組に対して、その取組の内容に応じてインセンティブ交付金として交付されるものであります。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうすれば、何か特別いいことを町でやっているから支援受けたのだと思いますけれども、その内容を教えていただければ。

○議長（川山光則君） 木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 特定健診の受診率ですとか、あと保健事業いろいろ取り組んでおります。がん検診等いろいろ取り組んでおりますので、そちらの項目を評価していただいて、交付金として交付されるというものでございます。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第56号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第56号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 841 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 2, 038 万 5, 000 円とするものです。

歳入歳出予算の主な補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。9 ページを御覧ください。

3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金に居宅介護住宅改修費 80 万円を計上しております。

10 ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に介護給付費準備基金積立金 2, 493 万 9, 000 円を計上しております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料に令和5年度国庫支出金の確定に伴う返還金 4, 219 万 3, 000 円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6 ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に居宅介護住宅改修に係る負担金 15 万 7, 000 円を計上しております。第2項国庫補助金、第1目調整交付金に居宅介護住宅改修に係る交付金 17 万 5, 000 円を計上し、第3目地域支援事業交付金に各種任意事業及び認知症施策推進事業に係る交付金 7 万 1, 000 円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に居宅介護住宅改修に係る交付金として 21 万 6, 000 円を計上し、7 ページを御覧ください、第2目地域支援事業支援交付金に過年度分交付金 29 万 3, 000 円を計上しております。

8 ページを御覧ください。第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金 6, 683 万 9, 000 円を計上しております。令和5年度からの繰越金の確定によるものであります。

以上、議案第56号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第57号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第57号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第57号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,727万円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。5ページを御覧ください。3、歳出。第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に令和5年度保険料負担金の精算見込額302万4,000円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2、歳入。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に事務費繰入金22万2,000円、療養給付費繰入金79万9,000円を計上しております。いずれも令和5年度繰入金の精算分であります。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として200万3,000円を計上しております。

以上、議案第57号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第58号

○議長（川山光則君） 日程第17、議案第58号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第58号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を22万円追加し、総額2億9,292万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、2節職員人件費として22万円を計上いたしております。

以上、議案第58号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第５８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第５９号

○議長（川山光則君） 日程第１８、議案第５９号 令和６年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第５９号 令和６年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予算額を１２４万１，０００円追加し、総額４，０７７万１，０００円とするものです。

２ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、収益的収入についてご説明いたします。第１款農業集落排水事業収益、第２項営業外収益、第８目消費税及び地方消費税還付金で、１節に消費税及び地方消費税還付金として１２４万１，０００円を計上いたしております。

以上、議案第５９号 令和６年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第５９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第６０号

○議長（川山光則君） 日程第１９、議案第６０号 令和６年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第６０号 令和６年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予算額を８２万９，０００円追加し、総額２，１３７万円とするものです。

２ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。収益的収入についてご説明いたします。第１款漁業集落排水事業収益、第２項営業外収益、第８目消費税及び地方消費税還付金で、１節に消費税及び地方消費税還付金として８２万９，０００円を計上いたしております。

以上、議案第６０号 令和６年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎発言の訂正

○議長（川山光則君） ここで、木元町民課長より議案第53号の成田議員の質問の答弁に対して訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 先ほどの成田議員のご質問について訂正させていただきます。

今年の12月2日以降廃止されるのは、現行の被保険者証の発行ができなくなるということでございます。マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードをお持ちで被保険者証連携されていない方については、12月2日以降は資格確認書ということで保険証に代わるような形のものが発行されるような形となっております。

マイナンバーカードにちょっと全面移行するような形の印象を与える答弁となっております。訂正しておわび申し上げます。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

◎日程第20 議案第61号

○議長（川山光則君） 日程第20、議案第61号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第61号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの29ページを御覧ください。今回の変更は、行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正による被保険者証の廃止に伴い、オンライン資格確認を受けられない被保険者に資格確認書等を交付するため、規約の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の 7 ページ中段を御覧ください。別表第 1 の第 2 項及び第 3 項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

以上、議案第 6 1 号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 6 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 6 2 号から日程第 2 3 議案第 6 4 号まで

○議長（川山光則君） 日程第 2 1、議案第 6 2 号 西北五環境整備事務組合規約の変更についてから日程第 2 3、議案第 6 4 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの 3 議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第62号 西北五環境整備事務組合規約の変更について、議案第63号 西北五環境整備事務組合の解散について、議案第64号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についての3議案についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの31ページから32ページを御覧ください。議案第62号は、西北五環境整備事務組合が解散した場合、つがる西北五広域連合が事業を承継することを西北五環境整備事務組合規約で定めるものです。

33ページを御覧ください。議案第63号は、西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することについて、議会の議決を求めるものです。

34ページから35ページを御覧ください。議案第64号は、つがる西北五広域連合へ解散後に引き渡される西北五環境整備事務組合の別紙財産について、議会の議決を求めるものです。

以上、議案第62号 西北五環境整備事務組合規約の変更について、議案第63号 西北五環境整備事務組合の解散について、議案第64号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についての3議案についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第62号 西北五環境整備事務組合規約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 3 号 西北五環境整備事務組合の解散についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 6 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 4 号 西北五環境整備事務組合の解散に伴う財産処分についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 6 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 6 5 号

○議長(川山光則君) 日程第 2 4、議案第 6 5 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長(下山貴子君) 議案第 6 5 号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 3 6 ページから 3 8 ページを御覧ください。西北五環境整備事務組合の解散に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律第2条第2項に規定する一般廃棄物の処理に関する西北五環境整備事務組合が共同処理している事務について、令和7年4月1日からつがる西北五広域連合が処理すること、また事務所を五所川原市役所に移転することに伴い、つがる西北五広域連合の処理する事務及びつがる西北五広域連合規約を変更するものであります。

以上、議案第65号 つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第66号

○議長（川山光則君） 日程第25、議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本件について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、宮越優子氏の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

宮越氏は、中里地域尾別在住で、平成18年10月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何と

ぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 66 号は同意することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第 67 号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（川山光則君） 町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案について、ご説明を申し上げます。

議案第 67 号は、令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 4 号についてであります。補正額は、歳入歳出とも 88 万 3,000 円を追加し、

歳入歳出予算の総額を79億9,697万9,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、農林水産業費にふれあいセンターエアコン取替工事費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、財政調整基金繰入金を計上しております。

このほか、総合文化センター改修事業に係る債務負担行為補正の追加、地方債補正の限度額も変更しております。

以上で、追加提案理由の説明とさせていただきます。何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

◎追加日程第1 議案第67号

○議長（川山光則君） 追加日程第1、議案第67号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第67号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,697万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第6款農林水産業費、第5項林業費、第2目森林公園費、14節工事請負費にふれあいセンターエアコン取替工事88万3,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として財政調整基金繰入金88万3,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明いたし

ます。3 ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加では、総合文化センター改修事業、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は2億7,143万6,000円としております。

第3表、地方債補正、1、変更では、総合文化センター改修事業において限度額を2億6,060万円に変更しております。

以上、議案第67号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 総合文化センターの改修事業について、今現在の進捗状況を設計、工事の段階で分かれば、教えていただきたいです。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 総合文化センターパルナスの改修工事の今の状況ということでございますけれども、まず設計の入札、今年4月行いまして、その設計の結果が上がってきました。主なところは、つり天井の改修、舞台設備、空調設備、そういったものの設計が上がってきていると。それで今回、債務負担行為ということで補正をさせていただいたわけですが、そのほか細かいところなのですが、屋外照明灯の器具改修、それから加圧給水器の装置改修、これはもう既に実施しております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） あと、中身の具体的な工事日程等はまだ。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） では、お答えいたします。

まず、具体的な日程でございますけれども、例えばパルナスの閉館とかもちよっと関わるのですが、つり天井の改修はホールを11月末から3月上旬ぐらいまで閉館して、そういった閉館した上で改修することでございます。

それから、舞台のロープ交換ですが、これは来年の7月中旬から8月中旬、この辺を予定しております。

それから、エアコンの設備の改修は、６月末あたりまで、現状ではそのようになっております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第６７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 委員会付託

○議長（川山光則君） 日程第２６、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項を議会運営委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項を議会運営委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、委員会所管事務のうち行財政、脱炭素事業、学校、社会教育施設等の調査について、閉会中の継続調査としての申入れがありました。委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。中泊町議会産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、委員会所管事務のうち福祉、保健医療対策、産業振興、環境整備等の調査について、閉会中の継続調査としての申入れがありました。委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（川山光則君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第3回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 塚 本 悦 子

署名議員 神 崎 勲